

○田川地区清掃施設組合議会公印規則

平成13年4月1日

議会規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、田川地区清掃施設組合議会の公印について必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の種類及び名称等)

第2条 公印の種類、名称、大きさは、別表のとおりとする。

(公印の保管)

第3条 公印の保管は、事務局長(以下「保管者」という。)が行う。

- 2 公印は、常に確実に保管しなければならない。
- 3 公印は、保管者の承認を受けた場合のほか、所定の保管場所以外に持ち出してはならない。
- 4 公印の保管者は、公印台帳(別記様式)を備え、公印の新調、改刻、廃止その他必要な事項を記載しなければならない。

(公印の新調及び改刻等)

第4条 公印の保管者は、公印を新調し、改刻又は廃止しようとするときは、議長の承認を受けなければならない。

- 2 公印の保管者は、公印の盗難、紛失、偽造等の事故があったときは、ただちにその旨を議長に届け出なければならない。

(公印の使用)

第5条 公印を使用しようとする者は、決裁済みの起案書又はこれに代わるべき書類に、押印すべき文書を添えて保管者に提示し、審査を受けた後押印するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

公印の名称	印影	形状、寸法	数量	使用区分
議会議長印		正方形 20mm	1	議会議長の一般事務用

別記様式(第3条関係)

別記様式(第3条関係)

議会議長		事務局長		名称		大きさ				
印影				使用開始						
				年 月 日						
				調整						
				年 月 日						
				調整先						
廃止年月日										
備考										